

# ブリリアントクラブ会員規約

ブリリアントクラブは、会員相互の交流、会員のさらなるマナーの向上、会員に有意義な情報提供を目的といたします。

## 第 1 条(規約について)

本規約は、特定非営利活動法人 日本マナー・プロトコール協会（以下総称して「協会」といいます）が主宰し、企画・管理・運営する会員組織 日本マナー・プロトコール協会『ブリリアントクラブ』（以下「本会」といいます）に関して、会員の資格やサービス（以下「本サービス」といいます）利用の条件等を規定したものです。

## 第 2 条(事務局)

本会事務局は、日本マナー・プロトコール協会内に置くものとします。  
(連絡先等は、本規約の末尾に記載しております)

## 第 3 条(会員資格)

1. 本会会員となるための条件は以下の通りです。
  - (1) マナー・プロトコール検定取得者
  - (2) 上記(1)の紹介で協会理事長が特に入会を認めた方、並びに役員の推薦のあった方
2. 会員とは、上記の会員資格条件を満たし、かつ本規約を承諾のうえ、協会指定の方法で本会入会の申し込みをし、協会が承認した方をいいます。
3. 会員は、登録した内容に変更が生じた場合には、速やかに協会に届け出るものとします。

## 第 4 条(会員資格の有効期間)

会員の有効期間は会費納入日より1年間とします。ただし、初年度は入会申込日より1年間とします。

## 第 5 条(会費)

1. 会員は入会2年目以降、所定の会費を期日までに納入しなければなりません。会費は別途細則に定め、本規約の末尾に記載するものとします。尚、会費は本会の事情により変更できるものとし、その告知は会報（ニュースレター）、ホームページにその旨を掲示し、掲示された時点から効力が生じるものとします。
2. 一旦納入された会費は理由のいかんを問わず、返却いたしません。
3. 退会後に再度入会した場合は、初年度会費免除の対象とはならず再入会時点で年会費を納入しなければなりません。

## 第 6 条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、主にマナー・プロトコール検定取得者の交流や会員に有益な情報提供および、会員向けの企画やセミナーの案内等を行うものとします。
2. 本会は、提供する内容に関して、会員の承諾を得ることなく全部または一部の変更、追加及び廃止をすることがあります。

## 第 7 条(サービスの中止・停止)

- 協会は以下の各号の場合には本会の全部または一部のサービスを中止・停止する場合があります。
- (1) 設備の保守上または工事等で止やむを得ない場合。
  - (2) 地震等の天災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合。
  - (3) その他、協会ならびに本会が本サービスを提供することが困難と判断した場合。

## 第 8 条(本規約の変更)

本会は規約を隨時変更することができるものとします。規約の変更は、会報、ホームページに変更後の規約を掲示してお知らせし、規約の変更是掲示された時点から効力が生じるものとします。

## 第 9 条(知的財産権)

本会運営上、ならびに本サービスを通じて提供されるテキスト（文章）、画像・動画・音声などの情報やサービスに関する著作権その他の知的財産権は、すべて協会ならびに本会に帰属、管理しており、著作権法、商標法などにより保護されています。

## 第 10 条(退会について)

1. 会員から退会の申出があった場合、事務局は速やかに退会手続きをいたします。
2. 会員が以下の各号に該当する場合、本会は事前に告知することなく退会の手続きを取らせていただきます。
  - (1) 登録内容に虚偽があった場合。
  - (2) 会費の未納があった場合。
  - (3) 協会からの連絡が取れない場合。
  - (4) その他、本会の運営に支障があると協会が判断した場合。

## 第 11 条(個人情報の管理・運営)

1. 会員の個人情報の保護に関する総管理責任者は、日本マナー・プロトコール協会理事長とします。
2. 協会は、会員の個人情報については第三者への漏洩等がないよう適切に管理いたします。
3. 協会は、本会運営のため、会員の個人情報管理業務の一部を協会との間に予め守秘義務契約を締結した第三者に委託することができます。また、発送業務等を行うため、会員の個人情報の一部を配送業者等に預託することができます。これらの場合、協会は当該委託先の適正な監督を行います。
4. 協会は、第3号に定める場合を除き、法令で要求される手続きを経ることなく、個人情報を第三者に提供または開示いたしません。

## 第 12 条(個人情報の利用目的)

協会は会員の個人情報を次の目的のために利用いたします。  
(1) 会報、郵送物、メール、電話等による情報提供や調査を行うため。  
(2) 会員からのお問い合わせやご相談にお答えするため。

## 第 13 条(免責事項)

協会は本サービスの中止・停止によって生じた会員の損害及び本サービスの利用により生じた会員の損害については、一切責任を負いません。

## 第 14 条(管轄)

本規約及び本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 『ブリリアントクラブ』

事務局： 特定非営利活動法人 日本マナー・プロトコール協会内  
電話： 03-5212-2600  
住所： 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-9 レフラスック平河町ビル5階  
営業時間： 9:00～17:00（土・日・祝日定休、夏季・年末年始休業）

個人情報の開示・苦情・相談等については、個人情報管理者である下記までお問い合わせ下さい。

個人情報の総管理責任者： 日本マナー・プロトコール協会  
理事長 明石 伸子  
電話： 03-5212-2600  
Mail: contact@ e-manner.info

## (細則)

会費 会費は以下に定めるものとします。  
入会金： なし  
年会費： 6,000円

2006年4月 1日制定  
2007年1月31日改定  
2007年4月20日改定  
2013年5月 1日改定  
2022年4月 1日改定  
2022年7月20日改定